

改 正 後	改 正 前
<p>(組込デリバティブ取引の区分の方法)</p> <p><u>2-3-43 組込デリバティブ取引を複合有価証券等から区分する場合において、有価証券等に複数の組込デリバティブ取引が組み込まれているときは、すべての組込デリバティブ取引を区分するものとする。ただし、次に掲げる組込デリバティブ取引については、区分しないこととして差し支えない。</u></p> <p>(1) <u>ヘッジ目的組込デリバティブ取引（デリバティブ取引を組み込む対象となる有価証券等の価額の変動又は当該有価証券等について受払が予定される金銭の額の変動に伴って生ずるおそれのある損失の額を減少させる組込デリバティブ取引をいう。）</u></p> <p>(2) <u>元本保証型組込デリバティブ取引（資産である有価証券等の元本の額又は償還金額を減少させるおそれのない組込デリバティブ取引をいい、当該組込デリバティブ取引について生ずる利益又は損失を相殺する関係にある他の組込デリバティブ取引を区分することとした場合の当該組込デリバティブ取引を除く。）</u></p> <p>(3) <u>リスク限定型組込デリバティブ取引（負債である有価証券等の元本の額若しくは償還金額を増加させ、又は当該有価証券等について支払う利子の額を著しく増加させるおそれのない組込デリバティブ取引をいい、当該組込デリバティブ取引について生ずる利益又は損失を相殺する関係にある他の組込デリバティブ取引を区分することとした場合の当該組込デリバティブ取引を除く。）</u></p> <p>(注) <u>ただし書の適用を受けて区分しないこととした場合の(1)から(3)までに掲げる組込デリバティブ取引は、2-3-42注2《有価証券等に組み込まれたデリバティブ取引の取扱い》に定める有価証券等に係る取引に含めることに留意する。</u></p>	(新設)

(デリバティブ取引の手仕舞約定等に係る損益の計上)

2-3-44 デリバティブ取引の手仕舞約定等に係る損益の額は、当該手仕舞約定等が成立した日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

(新 設)

第7款 ヘッジ処理による損益

(繰延ヘッジ処理の対象となる取引の範囲)

2-3-45 法第61条の6(繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延べ)の規定(以下この款において「繰延ヘッジ処理」という。)の適用は、事業年度終了日の帳簿価額に反映されていない同項各号の「生ずるおそれのある損失」の額を減少させるためのデリバティブ取引等(同条第2項に規定する「デリバティブ取引等」をいう。以下この款において同じ。)に係る利益額又は損失額をその損失の発生時まで繰り延べるために行うものであるから、例えば、次に掲げる損失等を対象とした取引は同条第1項の規定の適用がないことに留意する。

- (1) 令第28条第1項第2号(棚卸資産の評価の方法)に規定する低価法を適用している棚卸資産の価格の変動により生ずるおそれのある損失
- (2) 満期保有目的債券(令第119条の2第2項第1号(満期保有目的有価証券の意義)に規定する有価証券に区分した有価証券をいう。)の金利の変動に基因する価格の変動により生ずるおそれのある損失

(新 設)

(新 設)

(ヘッジ手段の指定の単位)

2-3-46 繰延ヘッジ処理の適用を受けるデリバティブ取引等(以下この款において「繰延ヘッジ手段デリバティブ取引等」という。)は、原則として、当該デリバティブ取引等の契約又は当該デリバティブ取引等の想定元本の割合により区分した部分を単位として、繰延ヘッジ処理に関する帳簿書類(規則第27条の8各項(繰延ヘッジ処理)に規定する事項を記載する帳簿書類を

(新 設)

改	正	後	改	正	前
		<p>いう。以下2-3-59までにおいて同じ。)に記載して指定する。ただし、次に掲げる部分を除いたものをその指定の単位とすることを繰延ヘッジ処理に関する帳簿書類に記載しているときは、これを認める。</p> <p>(1) オプション取引の時間的価値に係る部分(オプション取引の価値に係る部分のうち、基礎数値の価格に基因する部分以外の部分をいう。)</p> <p>(2) 先物取引又は先渡取引のプレミアム又はディスカウントに係る部分(先物取引又は先渡取引の価値に係る部分のうち、基礎数値の価格に基因する部分以外の部分をいう。)</p> <p>(注) ただし書により指定から除いた部分の金額については、法第61条の5第1項《アリバティップ取引に係る利益相当額の益金算入等》に規定する「利益の額又は損失の額に相当する金額」として同条の規定の適用があることに留意する。</p>			
		<p>(売建オプション取引等の取扱い)</p> <p>2-3-47 法第61条の6第1項(繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延ベ)の規定の適用に当たり、単独で行われる売建オプション取引(規則第27条の7第1項第8号、第9号、第12号又は第16号《アリバティップ取引》に掲げるオプション取引及び同項第5号又は第6号の取引でオプション取引に類似する取引のうち、取引の相手方に権利を付与しているものをいう。)のように、その収益の額の限度が権利付与の対価に限られている一方、損失の額が当該対価の額に限られていないものは、法第61条の6第1項に規定する「ヘッジ対象資産等損失額」を減少させるために有効であるとされる繰延ヘッジ手段アリバティップ取引等とはならないことに留意する。</p> <p>(注) 売建オプション取引であっても、次に掲げるものは、繰延ヘッジ手段デ</p>	(新設)		

リバティプ取引等となる。

- (1) いわゆる金利カラー取引のように、損失の発生のリスクが限定されるもので、支払オプション料が受取オプション料と同額又はそれ以上であるもの
- (2) 複合有価証券等のうち組込デリバティプ取引を区分して経理しないものに含まれる買建オプションを相殺するもの

(有効性判定の方法)

2－3－48 令第121条第1項《繰延ヘッジ処理におけるヘッジの有効性判定》に規定する「有効性判定」(以下2－3－59までにおいて「有効性判定」という。)を行うに当たり、2－3－46《ヘッジ手段の指定の単位》の(1)及び(2)に掲げる部分を当該有効性判定の要素から除くこととしているときは、当該事項を繰延ヘッジ処理に関する帳簿書類にあらかじめ記載していることを条件として、これを認める。

(注) ヘッジ手段の指定につき2－3－46本文前段による指定を行っている場合も同様とする。

(新設)

(有効性判定の時期)

2－3－49 有効性判定は、期末時(令第121条第1項《繰延ヘッジ処理におけるヘッジの有効性判定》に規定する「期末時」をいう。)及びデリバティプ取引等の決済時(同項に規定する「決済時」をいう。以下2－3－49において同じ。)に行うのが原則であるが、法人が当該有効性判定を6か月に一度等規則性のある一事業年度以内の一定期間ごとに継続的に行うこととする旨を繰延ヘッジ処理に関する帳簿書類に記載しているときは、これを認める。この場合、法人の選択した当該有効性判定の時に算出した有効性割合(令第121条の2《繰延ヘッジ処理に係るヘッジが有効であると認められる場合》に規定する割合をいう。以下2－3－51までにおいて同じ。)の事績に基づ

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>き、繰延ヘッジ処理を適用する。</u></p> <p>(注) <u>本文の適用を受ける場合には、次に掲げることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>デリバティブ取引等の決済時には、有効性判定を行わなければならぬ。この場合、当該決済時とは、デリバティブ取引等について手仕舞約定等が成立した場合における当該手仕舞約定等に係る決済の時をいうのであるから留意する。</u></p> <p>(2) <u>有効性割合の事績が100分の80未満又は100分の125超となるときは、当該事績に基づき、2-3-51《ヘッジとして有効である部分の金額の特例》の取扱いを適用することができる。</u></p> <p><u>(有効性判定の数値が異常値と認められる場合の取扱い)</u></p> <p><u>2-3-50 有効性判定を行った時に算出した有効性割合が、おおむね100分の80未満又は100分の125超となる場合であっても、それが法第61条の6第1項第1号《繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延ペ》の価額の変動又は同項第2号のキャッシュ・フローの変動（以下この款において「相場等の変動」という。）の幅が小さいことによる一時的な状態を基因とするものであると認められるときは、当該繰延ヘッジ処理の適用を開始する前に行った有効性の確認の結果が100分の80から100分の125までとなっていた事績があることを条件として、繰延ヘッジ処理の適用を認める。</u></p> <p>(注) <u>この取扱いは、すべてのデリバティブ取引等の有効性判定に当たり継続して行わなければならないことに留意する。</u></p>	(新設)